明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条の感染症の種類として指定する等の政令（二八）　二
○検疫法施行令の一部を改正する政令（二九）　三
○新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令（三〇）　三
〔省　令〕
○新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条の感染症の種類として指定する等の政令第三条の規定により検疫法施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令（厚生労働一六）　四

本号で公布された法令のあらまし

◇新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条の感染症の種類として指定する等の政令（政令第二八号）（厚生労働省）

1　新型コロナウイルス感染症を検疫法（以下「法」という。）第三四条の感染症の種類として指定することとした。（第一条関係）

2　法第三四条の政令で定める期間は、新型コロナウイルス感染症については、この政令の施行の日以後同日から起算して一年を経過する日までの期間とすることとした。（第二条関係）

3　新型コロナウイルス感染症については、法第二条の二（第二項を除く。）、第二章（法第七条、第一六条第一項並びに第一八条第二項及び第三項を除く。）並びに法第二八条から第三三条まで及び第四一条の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）を準用するとともに、所要の読替えをすることとした。（第三条関係）

4　3において準用する法の規定により都道府県等が処理する事務のうち、第一号法定受託事務を規定することとした。（第四条関係）

5　この政令は、公布の日の翌日から施行し、2に規定する期間の末日限り、その効力を失うこととした。

◇検疫法施行令の一部を改正する政令（政令第二九号）（厚生労働省）

1　新型コロナウイルス感染症を検疫法（以下「法」という。）第二条第三号の政令で定める感染症から削除することとした。（第一条関係）

2　新型コロナウイルス感染症を法第二六条の二の政令で定める感染症に追加するとともに、病原体の有無に関する検査の手数料を四、二〇〇円と定めることとした。（第二条の二及び別表関係）

3　新型コロナウイルス感染症を法第二七条第一項の政令で定める感染症に追加することとした。（第三条関係）

4　この政令は、公布の日の翌日から施行することとした。

◇新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令（政令第三〇号）（厚生労働省）

1　新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者を新型コロナウイルス感染症の患者とみなして、入院の措置の対象とする等の措置を講ずるため、所要の読替規定の整備を行うこととした。（第三条関係）

2　この政令は、公布の日の翌日から施行することとした。